

平成30年 第1回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成30年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成30年5月22日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分について
- 専決第 4号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 専決第 5号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 専決第 6号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 専決第 7号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 専決第 8号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 専決第16号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 5 議案第40号 専決処分について
- 専決第 9号 南会津町税条例等の一部を改正する条例
 - 専決第10号 平成29年度南会津町一般会計補正予算(第7号)
 - 専決第11号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
 - 専決第12号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - 専決第13号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第5号)
 - 専決第14号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 - 専決第15号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第41号 物品購入契約について(マイクロバス購入)
- 日程第 7 議案第42号 物品購入契約について(建設機械購入)
- 日程第 8 南会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	渡部正義	総務課長
渡部浩治	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	小寺俊和	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	野中英昭	環境水道課長
室井竜典	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	酒井浩哉	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬 場 秀 成 事 務 局 長 星 貴 夫 事 務 局 長 補 佐

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

ただいまから平成30年第1回南会津町議会臨時会を開会します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、丸山陽子君、11番、山内政君を指名いたします。



◎会期の決定

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。



◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

本日は、4月1日付の定期人事異動後における初の議会であります。4月1日付の定期人事異動による異動職員の紹介をお願いします。

初めに、議会事務局の紹介を行います。

局長。

○馬場秀成事務局長 4月から議会事務局に配属となりました事務局長補佐兼議事係長の星貴夫でございます。

○星 貴夫事務局長補佐兼議事係長 星貴夫です。よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 次に、執行部の方々の紹介をお願いします。

副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうから平成30年度定期人事異動により異動となった職員を紹介させていただきます。

初めに、伊南総合支所振興課長より商工観光課長に異動となりました羽染正巳です。

○羽染正巳商工観光課長 羽染正巳です。よろしくお願いします。

○渡部龍一副町長 次に、税務課長より住民生活課長に異動しました居倉雅彦です。

○居倉雅彦住民生活課長 居倉正彦です。よろしくお願いします。

○渡部龍一副町長 次に、総合政策課課長補佐より建設課長に昇格しました月田啓です。

○月田 啓建設課長 月田啓です。よろしくお願いします。

○渡部龍一副町長 次に、伊南南郷保育所長より税務課長に異動しました馬場純也です。

○馬場純也税務課長 馬場純也です。よろしくお願いします。

○渡部龍一副町長 次に、建設課長より館岩総合支所長に異動しました阿久津弘典です。

○阿久津弘典館岩総合支所長 阿久津弘典です。よろしくお願いいたします。

○渡部龍一副町長 以上でございます。よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 これで諸報告を終わります。



◎町長挨拶及び所信表明

○五十嵐 司議長 ここで、本日の議案審査に先立ちまして、町長より、南会津町長選挙後の初めての議会であるため、挨拶と所信表明の発言をしたい旨の申し出がありますので、これを

許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成30年第1回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の折にもかかわらず、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

私は、去る4月22日に執行されました南会津町長選挙におきまして、町民の皆様から信任をまたいただきました。つきましては、3期目の町政を担当させていただくに当たりまして、所信の一端を述べさせていただきたいと思っております。

私は、これまで、「公平、公正、誠実、思いやり」を政治信条といたしまして、地域の声に耳を傾けるなど、町民の方々の声に真摯に向き合いながら、困った人に手を差し伸べられる行政の実現を目指してまいりました。3期目におきましても、この基本姿勢を堅持してまいりたいと考えております。

南会津町が誕生してから実質12年目になりますが、4地域の融和や大規模災害からの復旧・復興という初期段階から、現在は、将来を見据えた夢と希望のあるまちづくりへの新たなスタート地点にいることを強く認識して、この自然豊かな郷土「南会津町」を子孫に引き継いでいくため、不退転の覚悟をもって行政運営に取り組んでまいりたい、そのように思います。

さて、今回の町長選挙の立候補に当たり、私は「3期目の約束」と題しまして、10項目の公約を掲げさせていただきました。

1点目は、にぎわいある中心市街地の活性化であります。

2点目が、林業の再生と雇用の拡大。

3点目が、農業における特産品のブランド化と圃場整備の進展、そして、就農者の拡充であります。

4点目が、地元企業への支援と若者の雇用対策の推進。

5点目が、ヤマザクラ1万本の里づくり事業を中心とした、全国に誇れる自然環境づくりであります。

6点目が、高齢者が安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり。

7点目が、結婚対策の推進と、出産・子育て環境の充実。

8点目が、会津縦貫南道路田島工区の早期完成等の社会資本の整備であります。

9点目が、集落応援交付金制度を核とした集落共助体制の構築。

そして、10点目が、福島大学と連携した県立田島高等学校の活性化といたしました。

町の宣言として掲げました「地域の力はみんなの力、みんなで創る協働の町」のスローガンにありますように、目標とするまちづくりを実現するためには、町民の主体的な参画がなければ達成できないものと考えております。

私は、町民の皆様との信頼を第一と考えておりまして、これまで築いてきた町民の皆様との信頼関係を一層深め、また、町民の皆様とともに手を携え、さらに国や県との連携を深めながら、南会津町に生まれてよかった、住んでよかったと言われるまちづくりに一生懸命、そして精一杯頑張っただけの所存であります。

議員の皆様におかれましても、今まで以上にご理解、ご支援、そしてご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

以上、町長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○五十嵐 司議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第4、報告第2号から日程第7、議案第42号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により、質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡単明瞭に質疑されるようご協力方よろしくお願ひいたします。

日程第4、報告第2号 専決処分の報告について、専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第16号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、本臨時会に提出いたしました各議案等の提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

最初の、専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、南会津町老人デイサービスセンター「みさわ荘」の指定管理者に貸与しているマイクロバスで起きた事故であります。

昨年12月12日、南会津町山口字北原地内の国道において、送迎のため運行している最中に発生したもので、猛吹雪のため前方が全く見えない視界状況となり、前方で停車していた相手方車両に追突し、損害を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金36万3,312円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第5号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は本年1月15日、東邦銀行田島支店の駐車場において、職員が運転する公用車が駐車場から出る際に、車両の内輪差の認識を誤り、隣の駐車スペースにとまっていた相手方車両に接触し、損害を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金16万348円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第6号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、専決第4号でご報告申し上げましたマイクロバスの追突事故において、相手方車両の運転手にけがを負わせてしまいました。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金3万7,985円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第7号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件も専決第4号でご報告申し上げましたマイクロバスの追突事故において、相手方車両の同乗者にけがを負わせてしまいました。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金3万8,765円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第8号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は本年2月19日、本庁舎の東側屋上の屋根に降り積もっていた雪庇を職員が確認していたところ、雪庇の一部が落下し、駐車していた車両のフロント部分に当たり、相手方車両に損害を与えたものであ

ります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金47万1,106円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第16号の損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年1月10日の早朝、会津信用金庫田島支店前の町道の除雪作業中に発生いたしました事故であります。

本町が所有する除雪車両が後退した際に、信用金庫の駐車場から町道に出ようとして、後ろ向きに停車していた相手方車両に衝突し、損害を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金36万5,000円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

以上、専決処分いたしました6件の説明とさせていただきます。

つきましては、慎重審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第5、議案第40号 専決処分について、専決第9号 南会津町税条例等の一部を改正する条例、専決第10号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第7号）、専決第11号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、専決第12号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第13号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第5号）、専決第14号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、専決第15号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第40号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴う南会津町税条例等の一部改正並びに平成29年度の各会計に関する最終補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

初めに、専決第9号 南会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税条例等の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容であります。1点目は、固定資産税の取り扱いに関し、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長するための規定、新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長するための規定、生産性向上特別措置法の規定に基づく中小企業の一定の設備投資について、3年間の時限的な特例措置として固定資産税をゼロに軽減するための規定、津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、対象施設等を追加し、3年延長するための規定を整備するものであります。

2点目が、個人町民税に関し、給与所得控除並びに公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げるための規定、基礎控除について控除額が逡減・消失する仕組みを導入するための規定、給与所得控除額の上限となる給与収入について、1,000万円超から850万円超に引き下げるための規定、公的年金等控除の上限について、公的年金等収入1,000万円超と設定するための規定を整備するものであります。

そして、3点目は、町たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるための規定、加熱式たばこについて、課税方式の見直しを実施し、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するための規定を整備するものであります。

次に、専決第10号 平成29年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,723万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ131億3,128万8,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものであります。歳入の主なものでは、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、町税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、分担金及び交付金、国庫支出金、諸収入等を追加する一方、財源調整基金等の繰入金を大幅に減額するほか、地方譲与税、県支出金、財産

収入、町債等の減額補正を行うものであります。

一方、歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正に対応するとともに、事業費の確定見込みに伴い、第1款議会費から第10款教育費までを減額するとともに、災害復旧費についても、工事の確定見込みにより減額する内容となっています。なお、予備費に関しては、歳入との調整を措置したものであります。

また、繰越明許費の追加及び変更と、地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第11号 平成29年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,328万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,180万9,000円としたものであります。

歳入では、国庫支出金において療養給付費負担金を追加する一方、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を減額したものであります。また、歳出においても事業の確定見込みにより総務費、保険給付費、保健事業費等を減額する補正予算となっております。

次に、専決第12号 平成29年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ115万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,718万3,000円としたものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料を追加する一方、歳出補正に伴う繰入金及び健康診査事業の受託事業収入の確定見込みによる諸収入の減額補正であります。

また、歳出においても、事業の確定見込みにより、総務費、保健事業費等を減額補正する内容となっております。

次に、専決第13号 平成29年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,113万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億335万円としたものであります。

歳入では、収入見込みに伴い保険料及び国庫支出金を追加する一方、支払基金交付金、県支出金を減額するとともに、歳出の補正に対応して一般会計繰入金等を減額するものであります。

一方、歳出では、事業の確定見込みにより、総務費、保険給付費、地域支援事業費について減額補正を行うものであります。

次に、専決第14号 平成29年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ56万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,808万1,000円としたものであります。

歳入では、収入見込みにより、使用料及び手数料を減額し、また、歳出においても事業の確定見込みにより、施設管理に係る集落排水事業費の減額補正を行うものであります。

次に、専決第15号 平成29年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ190万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,491万8,000円としたものであります。

歳入では、使用料及び手数料を追加する一方、事業費の確定見込みにより、分担金及び負担金、さらには町債を減額するものであります。

また、歳出においても、土木費において、事業費の確定見込みにより、公共下水道事業費及び特定環境保全下水事業費を減額する内容となっております。

なお、地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、専決処分をいたしました7件の説明とさせていただきます。つきましては、慎重審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案はこれを承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。

◇

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第41号 物品購入契約について（マイクロバス購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第41号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、主に田島地域で使用しておりますマイクロバスの更新に係る物品購入契約であります。

当該公用車は、平成7年に購入し、23年が経過しており、約25万7,000キロメートルを走行するなど、経年劣化が進み走行性能が著しく低下しております。また、保育所等の幼児から小・中学生、さらには高齢者に至るまで幅広い世代の利用に供されており、引き継ぎ、安全な輸送業務を遂行するためにもマイクロバスの更新を行う必要があります。

このため、10社を指名し、去る4月16日に見積もり合わせを実施した結果、有限会社湯田自動車工業が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

なお、契約物件の概要は、乗車定員29名のマイクロバス1台で、契約金額を789万2,240円とし、納入期限は平成30年7月31日を予定するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応、大分これ辞退者が多いんですが、随意契約ということでの指名の関係もあると思うんですが、何か主たる原因的なものはあるのかどうか、ちょっと執行部のほうで捉えているものがあれば説明をお願いしたいなと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答えいたします。

今回、契約に付します、日野というメーカーの車両でこれから契約するわけでございますが、

見積もり合わせを執行する際に、日野のリエッセという車両と全く同タイプのやつで、トヨタ自動車を出していますコースター、この2車両、つまりブランドを変えて売っている車両だったんですね。それをどちらでもいいですということで、4月2日に見積もり通知をして、16日に執行という形になりました。

それで、トヨタを扱っている事業者のほうから、実はこのトヨタのコースターというやつがモデルチェンジになるということで、トヨタのほうでもう取り扱いしないですよという話がありました。しかし、うちのほうとしては、現在使っている三菱の入れかえする車両の車検が7月11日までということで限られていますので、片方の車両で日野のほうに確認したところ、それは大丈夫ですということだったものですから、見積もり合わせはそのまま継続をして、見積もり合わせの実施ということになりました。

そういったこともあって、附属資料でお出ししております見積もり合わせの結果、これについては辞退が多いわけですが、トヨタの車両を扱っているところについて、ちょっと札入れをできないというような業者もあったというふうに聞いておまして、そういったものが辞退に至った主な原因ではないかというふうに分析しているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一応、内容は承知をしましたが、実際のこういうバスというのは、私はもう全く専門というか、中身についてはわからないんですが、やはり今言ったような交渉は2車種でどちらでもいいですよと言ったんだけれどもというのは、やはり逆に、2車種に絞るというのは何かあるんですか。逆にこういう29名乗りのバスで、日本のそれぞれのバスというのはそんなに悪くないのではないかなと思うんですが、そういった一定のどのような選定の決まりとかそういうものは持っておられるのかどうか。それらを説明していただければと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○渡部正義総務課長 お答えいたします。

1車種に選定した見積もり合わせというのが、そういうのも当然あると思いますが、私どものほうの今回の中身としては、どちらの車種でも全く同じ仕様だったということから、マイクロバスとしての仕様に関しては、今の使っているものと同レベルの機能があるというふうに判断をして、2車種の選定とさせていただきます。その背景には、2つの車種を選ぶことによって、より競争原理が働くであろうという思いもありまして対応したということでご理解をい

ただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

○4番 渡部訓正議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第42号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第42号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、伊南地域で稼働しております除雪ドーザの更新に係る物品購入契約であります。

当該除雪車両は、平成11年に購入し、19年が経過し、老朽化による馬力の低下と頻発する故障時の対応、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、冬期間の通勤、通学及び住民生活に支障を来している現状にあることから、除雪作業の円滑化による安全・安心な交通確保に寄与するため、国の社会資本整備総合交付金事業により、除雪車両の更新を行うものであります。

このため、6社を指名し、去る5月9日に指名競争入札を実施した結果、コマツ福島株式会社津支店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、14トン級車輪式除雪ドーザ1台、第4次排出ガス規制対策型で、契約金額を2,127万6,000円とし、納入期限は平成30年11月15日を予定するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

執行部の方は退席願います。

議員はこれより議員懇談会を行います。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎南会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○五十嵐 司議長 日程第8、南会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、南会津町選挙管理委員会委員長から、委員の任期満了に伴う地方自治法第182条第8項の規定に基づく通知により行うものであります。

選挙管理委員会委員及び補充員は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会において選挙をすることになっております。

この際、お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、議長より指名をいたします。

選挙管理委員会委員に、菊地新六氏、渡部俊夫氏、星健象氏、五十嵐公隆氏、補充員に、第1順位、酒井敬三氏、第2順位、渡部啓一氏、第3順位、河原田光靖氏、第4順位、馬場美光氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名したとおり、選挙管理委員会委員及び補充員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました菊地新六氏、渡部俊夫氏、星健象氏、五十嵐公隆氏が選挙管理委員会委員に当選されました。

補充員には、第1順位、酒井敬三氏、第2順位、渡部啓一氏、第3順位、河原田光靖氏、第

4 順位、馬場美光氏が当選されました。

以上、選挙管理委員会委員及び補充員に当選された方々には、別途文書をもって告知を行います。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第1回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議、まことにありがとうございました。

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 丸山 陽子

署名議員 山内 政